

平成23年度第1回たづくり・グリーンホール利用者懇談会（平成23年6月11日）要望事項等対応表

平成23年10月21日現在

	意見・要望等	財団の当日の発言（ ）はその後の対応
1	理事会・評議員会に利用者代表を入れるつもりがあるのかないのか。個人利用者代表が参加するまでは議事録の発言者表示と傍聴の要求は取り下げない。	<p>理事・監事・評議員にはたづくり、グリーンホールの施設利用者も選任しています。例えば理事である文化協会の会長がいらっしゃいますが、会長自身はこの施設を使って様々な活動をされています。また、文化協会は傘下に28団体ありますが、各連盟からいろいろな要望を受け、協会からはこのような意見があった、この連盟からこういった意見があったといった情報をいただいています。評議員の中にもたづくり、グリーンホールを使いながら活動されている方はいらっしゃいます。</p> <p>また、理事・評議員には多岐にわたる財団事業の業務の執行、監督指導にあたるのにふさわしい方に就任いただいていると思っています。</p>
2	市が建物を管理し、その中で業務を指定管理者がやるのはいいが、指定管理者が市の業務の中止を決定していいのか	<p>回答について検討します。</p> <p><b>（文化会館たづくりの開館・休館に関する決定については、必ず市と協議したうえで決定しており、東日本大震災の際も協議のうえで休館を行いました。）</b></p>
3	音楽のサークルをやっていて、第一創作室を使っている。第一創作室の備品として、譜面台を入れてもらいたい。数年かかっても構わない。	<p>第一創作室での音楽使用を続けるかを検討中です。しばらくお待ちください。</p> <p><b>（第一創作室での譜面台の貸出しについて検討しています。部屋の使用状況や予算執行状況を確認しながら方向性を決めていきたいと考えております。もうしばらく時間をいただき、今年度中には結論を出したいと考えています。）</b></p>
4	<p>①大正琴のサークルをやっているが、音楽使用（楽器使用など）していい部屋を教えてください。今みたいに本当は美術用の部屋だが音楽で使っているというところではなく、一般的に音の出る物を使っていという部屋を教えてください。</p> <p>②別の部屋から机や椅子を借りてきてもいいか。</p>	<p>①音楽練習のための専用室としては地下2階にある音楽練習室になりますが、現在、9階の研修室について音を増幅しなければ音楽使用を可能とし、合唱等で使用されています。また、10階の学習室や和室では、琴の練習程度であれば使用を認めています。</p> <p>いずれの部屋においても、拡声は不可としており、隣室等から苦情があった場合には、使用を制限させていただいていますので、ご了承ください。</p> <p><b>（②備品は、部屋の定員に合わせて用意しています。また、在庫管理上の理由からも、その部屋にあるものをご利用いただくよう、お願いいたします。）</b></p>

5	各諸室の使用の実態を調べて教えてほしい。建物が建てて16年も経つてくると、それぞれの部屋の本来目的の使用と違う使用が増えていると思う、その実情を調べ、公開してほしい。	調査して次回の利用者懇談会の際にご報告します。 <b>(貸出施設の利用状況等の調査内容について、11月10日開催の利用者懇談会の場でご報告させていただきます)</b>
6	①受託業者が変わる際は事前に知らせてもらいたい。今回受付の受託業者が変わったようだが、4月1日以後しばらくは不便だった。 ②使用者が増えてきて、施設の予約がしづらい。特にホールの場合は1区分のみの使用申し込みより終日使用の申し込みの方を優先することはできないか。	①事務引き継ぎが十分なされない中で新年度を迎えることとなり、市民の皆様や利用者の方々には大変ご迷惑をおかけして申し訳ございません。 ②終日使用申し込みを優先するとなると、終日使わない人も終日使うと申請して、結果的に枠が減ってしまうという懸念があります。また、個人使用の場合でもピアノのリハーサルなど、ホールでないとできない使用の仕方をしていることが多いため、ホールの目的にそぐわない使用をしていることはほとんどないと思っています。
7	小ホールの舞台が狭い。もう少し広くできないか。	大規模改修になるので、今のところは難しいですが、市職員も同席しているのでご意見として承っていると思います。
8	音楽的あるいは美術、市の文化として功労者に対する対応が悪い。市の文化に貢献した人を掘り起こす努力はしてもらいたい。	市では、市政功労者表彰という制度があります。各団体の方にお問い合わせをし、ご推薦いただいた場合には、表彰の規程に照らし合わせ、それに当たる場合には表彰をしていると聞いています。
9	評議員会・理事会で、公開をはばかる議事は退席してもらっての傍聴は許可するか打診してほしい	4月の理事会、5月の評議員会でそれぞれの会は非公開とすることを決定しました。しかし、未来永劫に傍聴は絶対に受け付けないということではないことも審議の中で確認しました。 組織として透明性の確保は大事なことだと考えていますが、理事会・評議員会については透明性の確保がなされているという判断をしています。判断基準としては2点あり、議事録を詳細に公開していることが1点。これは当財団を除くほとんどの団体では行われていません。もう1点は利用者懇談会が財団の中で機能しているということです。利用者懇談会は年2回、利用者だけでなく財団のことを知りたい方などにご意見をいただく、利用者ではなくても参加ができるという会です。このような会が公に開かれているということは非常に重要であり、有意義なことだと思っています。また、そこで出た意見が理事会や評議員会に報告され、それに対する意見も議事録で公開されています。これらのことからご理解をいただきたいと思っています。 <b>(平成23年度第1回臨時理事会において、公開をはばかる案件の場合、傍聴希望)</b>

		者には退席していただくことで傍聴を許可するかどうかについて審議を行いました。結果として前回と同様、傍聴については現状では非公開とすることになりました。 <b>※議事録公開中</b> )
10	<p>なぜ評議員会で外部の傍聴を認めなくなったのか。私は過去に傍聴したことがある。かつて評議員会は傍聴を認めているのに、認めなくなったということは問題だと思う。</p> <p>そうすると、4月より前のことは全部ご破算になるのか。もう一回評議員会に諮り自分たちで傍聴を閉めた理由をちゃんと答えてほしい。</p>	<p>公益法人に関する法律に基づき、当財団は4月から公益財団法人に移行しました。その手続きで新たに財団運営の基準となる定款を制定しました。このことにより理事会・評議員会の運営の仕方も変わり、この定款に則った手続きにより理事会・評議員会において傍聴の件も新たに決定しました。</p>
11	<p>①印刷室の予約について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先日急きょ印刷室の使用を希望したが、その時間帯に予約が入っていた。予約者に相談してほしいと依頼したが、教えてもらえず、財団側も予約者に相談してくれなかった。非常に不親切だと思う。</li> <li>・印刷室の区分は1時間半ないしは2時間という枠だが、1時間の枠にしてもらいたい。2時間使用したい人は2コマとったらい。</li> </ul> <p>②展示の仕方について、この間土門拳の写真の展示会があったが、写真の説明が貼られている位置が低く、かがまないと読めない。担当者が展示のやり方を決めるときには、来場者が見やすくなるように考えてもらいたい。</p> <p>③市民カレッジの受講時間の扱いについて担当者が受講生に連絡すべきことをしなかった。午前中の部について、10時から12時までの丸々2時間だったのが、今期から10時から11時50分までの1時間50分に短縮された。しかし私が抗議して実際の運営は12時までやることになり、担当者が各講座の開講時に説明することになっていたが、なされなかった。</p>	<p>(時間の都合上、会議の場において財団からの回答はできませんでしたが、7階財団事務室でご意見を出された方とお話をさせていただきました)</p> <p><b>(①10月1日から、利用区分を1コマあたり1時間に変更し、複数枠を希望される場合には、最大5枠まで連続利用できることとしました。)</b></p> <p><b>(②たづくり展示室につきましては、お子様から車椅子の方までさまざまな方が訪れるため、他所の展覧会よりもやや低めの位置で作品を展示しております。配置については、毎展示、作品の見え方を第一に、キャプションの読みやすさ、全体のバランスを考慮して決定しており、今後も最善を尽くしてまいります。)</b></p> <p><b>(③ちょうふ市民カレッジの午前中の座学系講義につきましては、施設の利用時間(退出時間)が正午までとなっているため、表記上11時50分までとしております。しかしながら、受講生のみなさまからのご意見を踏まえ、11時50分以降は正午までに退出できる範囲で質疑・応答を含め最大限に時間をお使いいただくよう講師の先生にお話しし、延長を認めております。開講日の担当者による説明については、ご意見をいただいたお客様とのやりとりの中では、講師に再度口頭確認をする、という主旨だったと認識しており、受講生全員にお話をする必要はないと判断しております。)</b></p>

④たづくりの出入口について、東側も一般出入口として開放してもらいたい。	④について、非常口とエレベーターが隣接していること、警備員の目が届かないことから、安全管理が十分に行うことができないため、閉鎖しています。
-------------------------------------	---